

令和7年3月

ご入院の皆さま
ご家族の皆さま

医療法人社団いずみ会
理事長 大西 仙泰

入院時の食事負担金変更のお知らせ

謹啓 平素より当院の事業運営にご理解賜りましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。
標題についてお知らせいたします。

昨今の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費（入院中の食事代）に関する改正がありました。
これに伴い、当院でも令和7年4月1日より、下記のように患者様負担金に変更になりますので、ご理解の程
よろしくお願い申し上げます。

謹白

— 記 —

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担分）

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並Ⅲ	1食につき490円	1食につき510円
区分イ	現役並Ⅱ		
区分ウ	現役並Ⅰ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円	1食につき240円*2
	低所得Ⅰ	1食につき110円*1	変更なし

* 難病指定を受けている方は減額対象となります。

*1、*2 療養病棟入院基本料における医療区分の評価により負担金が変わる場合があります

以上

※ご不明な点は、いま泉病院の職員へお気軽にお尋ね下さい。

電話 076-425-1166（平日の9時から17時）